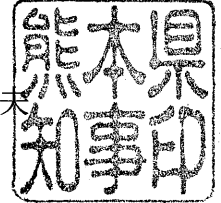




監第1350号  
平成26年2月24日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いについて

平素から本県の建設業行政の推進をはじめ、県政の推進につきましては、御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

公共工事設計労務単価については、例年4月に改訂しているところですが、最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させることを目的に平成26年2月に前倒しして改訂し、本県においては主要51職種平均で7.1%の引上げを行ったところです。

技能労働者等の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であり、平成25年度の労務単価の引上げ時には、平成25年8月16日付け監第611号により、貴職に対し適切な水準の賃金の支払いなどについてお願いしたところです。

つきましては、平成26年2月から適用した労務単価の改訂が確実に技能労働者等の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の入職が促進されるよう、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業・団体において、御理解と適切な対応を図られたく、周知徹底をお願いいたします。

# 労務単価の動向

【工事関係労務費】

職 種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成25年と平成26年の差		平成24年と平成26年の差	
	平成24年4月1日から適用	平成25年4月1日から適用	平成26年2月1日から適用	変動額	変動率	変動額	変動率
特殊作業員	14,300	15,900 (22,400)	16,500 (23,200)	600	103.8%	2,200	115.4%
普通作業員	11,900	13,300 (18,700)	14,000 (19,700)	700	105.3%	2,100	117.6%
軽作業員	9,700	10,800 (15,200)	11,700 (16,500)	900	108.3%	2,000	120.6%
造園工	14,000	15,600 (21,900)	16,300 (22,900)	700	104.5%	2,300	116.4%
法面工	15,600	17,700 (24,900)	18,900 (26,600)	1,200	106.8%	3,300	121.2%
とび工	14,200	16,100 (22,600)	17,300 (24,300)	1,200	107.5%	3,100	121.8%
石工	17,000	19,700 (27,700)	21,400 (30,100)	1,700	108.6%	4,400	125.9%
ブロック工	16,700	18,600 (26,200)	20,200 (28,400)	1,600	108.6%	3,500	121.0%
電工	13,800	15,400 (21,700)	16,000 (22,500)	600	103.9%	2,200	115.9%
鉄筋工	14,200	16,100 (22,600)	17,300 (24,300)	1,200	107.5%	3,100	121.8%
鉄骨工	12,700	14,400 (20,200)	15,400 (21,700)	1,000	106.9%	2,700	121.3%
塗装工	14,200	16,100 (22,600)	18,000 (25,300)	1,900	111.8%	3,800	126.8%
溶接工	14,600	16,600 (23,300)	18,300 (25,700)	1,700	110.2%	3,700	125.3%
運転手(特殊)	14,100	15,700 (22,100)	16,300 (22,900)	600	103.8%	2,200	115.6%
運転手(一般)	12,700	14,200 (20,000)	14,700 (20,700)	500	103.5%	2,000	115.7%
潜かん工	20,700	23,900 (33,600)	25,600 (36,000)	1,700	107.1%	4,900	123.7%
潜かん世話役	24,600	28,300 (39,800)	30,300 (42,600)	2,000	107.1%	5,700	123.2%
さく岩工	18,500	21,700 (30,500)	23,200 (32,600)	1,500	106.9%	4,700	125.4%
トンネル特殊工	19,300	21,800 (30,700)	23,300 (32,800)	1,500	106.9%	4,000	120.7%
トンネル作業員	15,200	17,200 (24,200)	18,400 (25,900)	1,200	107.0%	3,200	121.1%
トンネル世話役	21,100	23,900 (33,600)	25,600 (36,000)	1,700	107.1%	4,500	121.3%
橋りょう特殊工	17,100	19,400 (27,300)	20,800 (29,200)	1,400	107.2%	3,700	121.6%
橋りょう塗装工	17,800	21,000 (29,500)	22,800 (32,100)	1,800	108.6%	5,000	128.1%
橋りょう世話役	20,300	23,000 (32,300)	24,700 (34,700)	1,700	107.4%	4,400	121.7%
土木一般世話役	15,900	17,700 (24,900)	19,200 (27,000)	1,500	108.5%	3,300	120.8%
高級船員	19,800	22,000 (30,900)	23,800 (33,500)	1,800	108.2%	4,000	120.2%
普通船員	15,600	17,400 (24,500)	18,300 (25,700)	900	105.2%	2,700	117.3%
潜水士	24,300	27,600 (38,800)	29,500 (41,500)	1,900	106.9%	5,200	121.4%
潜水連絡員	15,300	17,300 (24,300)	18,500 (26,000)	1,200	106.9%	3,200	120.9%
潜水送気員	15,400	17,400 (24,500)	18,600 (26,200)	1,200	106.9%	3,200	120.8%
山林砂防工	15,100	-	-	-	-	-	-

※上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)(試算値)

## 労務単価の動向

## 【工事関係労務費】

職 種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成25年と平成26年の差		平成24年と平成26年の差	
	平成24年4月1日から適用	平成25年4月1日から適用	平成26年2月1日から適用	変動額	変動率	変動額	変動率
軌道工	16,900	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)	2,400	112.2%	5,100	130.2%
型わく工	14,000	15,900 (22,400)	17,100 (24,000)	1,200	107.5%	3,100	122.1%
大工	15,100	17,100 (24,000)	18,300 (25,700)	1,200	107.0%	3,200	121.2%
左官	14,000	15,900 (22,400)	17,100 (24,000)	1,200	107.5%	3,100	122.1%
配管工	13,300	14,800 (20,800)	15,600 (21,900)	800	105.4%	2,300	117.3%
はつり工	12,800	14,600 (20,500)	15,700 (22,100)	1,100	107.5%	2,900	122.7%
防水工	14,000	15,900 (22,400)	17,100 (24,000)	1,200	107.5%	3,100	122.1%
板金工	12,800	14,600 (20,500)	15,800 (22,200)	1,200	108.2%	3,000	123.4%
タイル工	16,000	-	20,300 (28,500)	-	-	4,300	126.9%
サッシ工	16,500	19,500 (27,400)	21,600 (30,400)	2,100	110.8%	5,100	130.9%
屋根ふき工	-	-	-	-	-	-	-
内装工	14,200	16,100 (22,600)	17,300 (24,300)	1,200	107.5%	3,100	121.8%
ガラス工	14,300	16,200 (22,800)	17,400 (24,500)	1,200	107.4%	3,100	121.7%
建具工	-	-	14,700 (20,700)	-	-	-	-
ダクト工	12,100	13,700 (19,300)	14,200 (20,000)	500	103.6%	2,100	117.4%
保温工	13,200	15,300 (21,500)	17,100 (24,000)	1,800	111.8%	3,900	129.5%
建築ブロック工	-	-	-	-	-	-	-
設備機械工	14,300	16,200 (22,800)	17,300 (24,300)	1,100	106.8%	3,000	121.0%
交通誘導員A	7,700	8,600 (12,100)	9,400 (13,200)	800	109.3%	1,700	122.1%
交通誘導員B	7,000	7,800 (11,000)	8,200 (11,500)	400	105.1%	1,200	117.1%
船団長	19,800	22,000 (30,900)	23,800 (33,500)	1,800	108.2%	4,000	120.2%
潜水世話役	24,300	27,600 (38,800)	29,500 (41,500)	1,900	106.9%	5,200	121.4%
51種平均	15,290	17,339	18,565		107.1%		121.4%
51種計	733,900	797,600	891,100				

※上段: 公共工事設計労務単価

(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)(試算値)

国土入企第 28 号  
平成 26 年 1 月 30 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 7.1%、被災三県の平均では 8.4%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 23.2%、被災三県の平均では 31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成 25 年度の労務単価を引き上げと同時に「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 36 号）を发出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。しかしながら、下請取引等実態調査（平成 25 年 7 月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は 7 月時点では 36.6%にとどまるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒にすぎたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の建設企業に対して、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」で要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

また、別添 1 のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

## 記

### 1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、元請企業においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握し、その状況を今後の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたい。

### 2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2. のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨の通り、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

### 3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切

に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところであり、他の公共工事発注機関にも同様の検討を要請したので、ご留意願いたいこと。

#### 4. 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用

国土交通省では、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、元請企業、下請企業、技能労働者等のための相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しているので、改めて現場の技能労働者を含む関係者に周知すること。

#### 5. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

#### 6. ダumping受注の排除

近年のダumping受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダumping受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

#### 7. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年

法律第 41 号) 及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。

監第611号  
平成25年8月16日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた適切な賃金の支払いについて

平素から本県の建設業行政の推進をはじめ、県政の推進につきましては、御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

さて、国をはじめとして本県においても、平成25年度公共工事設計労務単価については、技能労働者の処遇改善等を目的に主要51職種平均で前年度に比べて13.5%引き上げ、社会保険への加入の徹底や技能労働者の適切な賃金水準の確保等に取り組んでいます。

建設投資の大幅な減少に伴って、建設業者をはじめ技術者、更には技能労働者を取り巻く環境は厳しいものがあり、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、将来の建設産業の存続が危惧される状況にあります。ここで適切な対応を講じなければ、防災・減災やインフラの維持・更新等、さらには地域の雇用、経済にも支障を来す恐れがあります。また、若年者が入職を避ける大きな要因として、他産業に比べ賃金水準の低さであり、また福利厚生面で劣っていることも要因の一つであります。

こうした諸事情を踏まえ、技術者、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は建設産業全体の喫緊の課題であり、適正な価格での契約及び技術者、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いなどについて、貴団体傘下の建設企業・団体において、御理解と適切な対応を図られたく、改めて周知徹底をお願いします。